

質疑回答書

令和2年1月31日

契約番号 1019001773

件 名 令和2年度 大山田小学校他1校スクールバス運行業務委託

質 疑	回 答
1 仕様書5.⑥について、『原則として・・・当該車両で運行できない場合であっても、入札金額の積算において内訳書の種別欄に記載した区分の車両で運行すること。・・・』とありますがその場合も必ず正座席使用ですか、それとも補助席の使用を認めますか。	1 当該車両で運行できない場合、また、やむを得ない事情で異なる区分の車両で運行せざるを得ない場合であっても、児童（小学生）については、安全面を考え、その日乗車する全員が正座席に座れる車両を使用してください。但し、大山田小学校大沢線復路のみ、補助席使用を可能としています。
2 仕様書5.⑥について、『原則として・・・また、やむを得ない事情が生じ、入札金額の積算において内訳書の種別欄に記載した区分と異なる区分の車両で運行せざるを得ないのであれば、受託者の責任において運行を継続すること。』とありますが、小型を中型、中型を大型、中型を小型二台などのパターンで対応してもいいという事によろしいですか。	2 仕様書5.②,⑥に記載のとおり、使用する車両は運行ルートของ 道幅や停留所、転回場所等を勘案し、安全に児童・生徒全員が乗車できる車両、及び原則として年間契約に関する事項に記載した車両で運行してください。運行当日やむを得ない事情が生じ、区分と異なる車両で運行する場合は、1台での運行とし、運賃関係に違反することがないように、受託者の責任にて判断してください。

3 前年度の仕様書 5.⑦には『路線ごとに 1 台以上の予備車両を確保することとし、使用する可能性のある車両は漏れなく記載すること。・・・』となっております。 《スクールバス年間契約に関する事項》の提出書類へ正車両の車番、車検証の提出は必要と認識していますが、臨時車両（小型、中型、大型）使用する可能性のある車両の記載（登録）、車検証提出は必要なくなったという事でよろしいですか。質問 2 にあるように可能性のある車両全てを提出するとかなりの台数になります。	3 年間契約に関する事項に記載する「使用する車両」は、当該路線を運行する可能性のある車両の記載が必要になります。予備車として予め複数台記載しておく必要はありませんが、受託者の判断で、スクールバスの運行に支障をきたさない台数を記載してください。 なお、仕様書 5.⑤のとおり、記載できる車両は内訳書の種別欄の区分車両になります。 記載した車両の車検証は提出してください。
4 仕様書 8.⑥『回送距離や回送時間はウェブマップを用いて計測することとし、・・・』とありますがウェブマップによっては検索する時間により表示される時間が変動する場合があります。それにより積算金額に影響し公正公平な入札が出来ない事態に陥ると思われます。条件を一定にして頂きたいです。	4 どのウェブマップを使用するかは事業者の裁量であり、仕様書では、回送距離は、計測された距離に 0.4 kmを加算した距離以上で積算し、回送時間は計測された時間以上で積算することとしています。これらのことを踏まえて、受託者の責任にてスクールバスの運行に必要な距離と時間を適切に積算してください。 なお、ウェブマップを指定すると、万が一、指定したウェブマップサービスが入札期間中に終了する等の事態が起こり、入札が成立しなくなる問題も考えられますので、ウェブマップの指定はしません。
5 また同様の内容が他のスクールバス案件の仕様書にも全て該当しますがいただく回答は他のスクールバス案件も同様ととらえてよろしいですか。	5 お見込みのとおりです。

※この回答に対する質問は受付できません。